

防府市老人保護措置費支弁要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号の規定により、入所措置を行った場合における法第21条第2号の規定による老人保護措置費の支弁に関し、老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知。以下「指針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支弁基準額の認定)

第2条 市長は、毎年度、指針別紙1 老人保護措置費支弁基準に定める単価により算定した事務費及び生活費の額を被措置者1人当たりの支弁月額として決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める額とする。

- (1) 事務費のうち、一般事務費の人件費は、120,230円とする。
- (2) 事務費のうち、一般事務費の管理費は、9,100円とする。
- (3) 生活費のうち、一般生活費は、57,090円とする。

2 市長は、前項の規定により決定した支弁月額について、市内に所在する市が措置を行った施設又は当該施設に措置を行った市町村の長にそれぞれ通知しなければならない。

(各種加算)

第3条 市長は、老人保護措置費に係る各種加算等の取扱いについて（平成18年1月24日付け老発第0124003号厚生労働省老健局長通知。以下「加算通知」という。）別記に定める各種加算について、加算通知別記に定める単価に基づき、加算額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定した加算額、加算対象者及び加算対象施設について、市内に所在する市が措置を行った施設又は当該施設に措置を行った

市町村の長にそれぞれ通知しなければならない。

(処遇改善費加算)

第4条 市長は、毎年度、各号に掲げる算定方法で得た額を処遇改善費加算（月額）として決定するものとし、毎月初日の被措置者数を乗じて得た額を処遇改善費加算とする。

- (1) 対象支援員数は、前年度の各月の支援員数（常勤換算）を12か月分合計し、その数を12で除して得た数（小数点第2位以下を切り捨てる。）とする。
- (2) 対象支援員数に15,000円を乗じた額を処遇改善費総額とする。
- (3) 前年度各月初日の被措置者数を12か月分合計し、その数を12で除して得た数（小数点第2位以下を切り捨てる。）を平均被措置者数とする。
- (4) 処遇改善総額を平均被措置者数で除して得た数（10円未満を切り捨てる。）を被措置者1人当たりの処遇改善費加算（月額）とする。

2 市長は、前項の規定により決定した処遇改善費加算（月額）について、市内に所在する市が措置を行った施設又は当該施設に措置を行った市町村の長にそれぞれ通知しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。